

旅行傷害保険の利用条件について

(別紙)

1. 海外旅行傷害保険（対象：ゴールド、ヤングゴールド、クラシック）

【改定前】	2026年10月15日（木）まで	傷害死亡・後遺障害は、事前の旅費などの当該カードでのクレジット決済有無により最高補償額が異なります。そのほかの担保項目は、当該カードでのクレジット決済有無に関わらず自動的に補償されます。
【改定後】	2026年10月16日（金）より	すべての担保項目について、事前に旅費などを当該カードでのクレジット決済が必要です。

下記1～3のいずれかを満たした場合、補償が適用されます。

1	日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった公共交通乗用具（※1）の利用代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
2	日本出国前に宿泊を伴う募集型企画旅行（※2）の旅行代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
3	日本出国後に公共交通乗用具（※1）の利用代金をはじめて当該カードでクレジット決済した（※3）場合

※1	日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどを、海外においては、これに準じる乗用具をいいます（当該旅行のために乗用するものに限ります）。
※2	旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
※3	当該カードにてクレジット決済いただく金額に定めはございません。全部または一部でもカード利用条件を満たします。

※海外旅行の補償対象期間について

- 1… 会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国前日の午前 0 時から日本入国日翌日の午後 12 時までの間）中とします。
ただし、日本出国日から 3 ヶ月後の午後 12 時までを限度とします。
- 2… ご利用条件を満たした場合の旅行期間は、日本出国前に対象料金を当該カードで支払った場合には「日本出国から 3 ヶ月後の午後 12 時まで」、日本出国後に対象料金を当該カードで支払った場合には「料金を当該カードで支払ってから 3 ヶ月後の午後 12 時まで」とします。

2. 海外旅行傷害保険（対象：ゴールド、ヤングゴールド、クラシック）の家族特約

【改定前】	2026 年 10 月 15 日（木）まで	本会員のカード決済状況に関わらず、補償が適用されます。
【改定後】	2026 年 10 月 16 日（金）より	2026 年 10 月 16 日（金）以降出発の旅行より、下記 1～3 のいずれかを本会員カードで満たした場合、補償が適用されます。

本会員カードで下記 1～3 のいずれかを満たした場合、補償が適用されます。

1	日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった公共交通乗用具（※1）の利用代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
2	日本出国前に宿泊を伴う募集型企画旅行（※2）の旅行代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
3	日本出国後に公共交通乗用具（※1）の利用代金をはじめて当該カードでクレジット決済した（※3）場合

※1	日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどを、海外においては、これに準じる乗用具をいいます（当該旅行のために乗用するものに限ります）。
----	--

※2	旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
※3	当該カードにてクレジット決済いただく金額に定めはございません。全部または一部でもカード利用条件を満たします。

※留意点

- 1… 海外旅行傷害保険および海外旅行傷害保険・家族特約と同様の保険が付帯されているほかの個人用クレジットカードお持ちの場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されません。最も高い保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて保険金をお支払いいたします。
- 2… 死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、カード付帯に限らず各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害金を按分して保険金をお支払いいたします。
- 3… 保険金のお支払いの可否は、普通保険約款および特約などに基づく引受保険会社の審査がございます。

3. 国内旅行傷害保険

【改定前】	2026年10月15日（木）まで	傷害死亡・後遺障害は、事前の旅費などの当該カードでのクレジット決済有無により最高補償額が異なります。そのほかの担保項目は、当該カードでのクレジット決済有無に関わらず自動的に補償されます。
【改定後】	2026年10月16日（金）より	すべての担保項目について、事前に旅費などを当該カードでのクレジット決済が必要です。

下記 1～3 のいずれかを満たした場合、補償が適用されます。

1	公共交通乗用具（※1）搭乗中の傷害事故	当該公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合
2	宿泊施設に宿泊中の火災・破裂・爆発による傷害事故	当該宿泊施設の宿泊代金をご利用前にあらかじめ当該クレジットカードにより払い込んだ場合 またはノーカーポンシステム（※3）を利用して予約した場合
3	宿泊を伴う募集型企画旅行（※2）参加中の傷害事故	宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合

※1	航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどをいいます（当該旅行のために乗用するものに限ります）。
※2	旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。 詳しくは旅行代理店にご確認ください。
※3	ノーカーポンシステムとは、カード加盟店である旅行業者にカード会員であることをあらかじめ宿泊施設の料金を当該クレジットカードにより払い込むことを告知してホテル・旅館などの宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。
※4	事故発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

※同様の保険が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合、お持ちのカードのうち、最も高い保険金額が支払限度額となります。保険金の支払可否は、普通保険約款および特約などに基づく引受保険会社の審査がございます。

以上